

最高裁判所 (第三小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号 所得税更正処分等取消請求上告受理事件

国側当事者・国

平成29年3月7日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成28年10月26日判決、本資料266号-146・順号12924)

(第一審・千葉地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成28年4月19日判決、本資料266号-67・順号12845)

決 定

申立人	甲
相手方	国
同代表者法務大臣	金田 勝年
同指定代理人	久田 訓寛

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成29年3月7日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 山崎 敏充

裁判官 岡部 喜代子

裁判官 大橋 正春

裁判官 木内 道祥